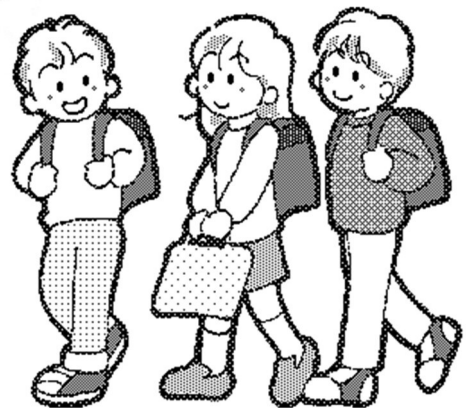
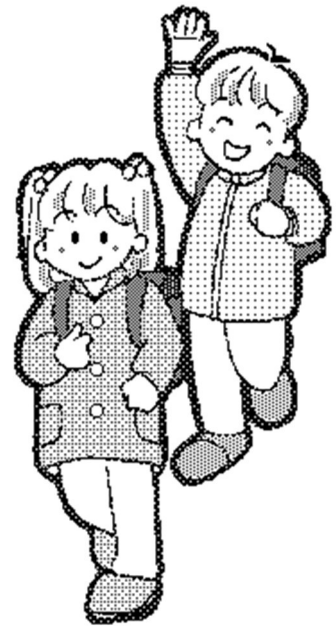
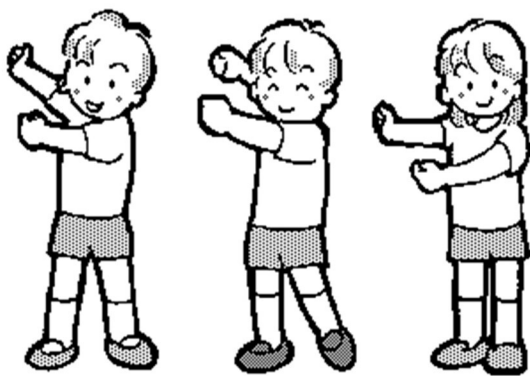


P T A のしおり

保 存 版



清瀬市立清瀬第六小学校 P T A

令和6年度版

1. PTA とは

PTA (Parent - Teacher Association) とは、保護者と教職員の会です。

六小 PTA は、

- ・ 子供に幸せであって欲しい
- ・ 子供が歪められず健やかに成長し、安心して暮らしていける社会にしたい
- ・ 子供のもって生まれた個性を知的・身体的そして道徳的に伸ばせるような学校と家庭にしたい

といった保護者の願いから生まれたものであり、その願いを実現する為に、子供と最も関係の深い保護者と教職員が共に協力し合って努力し活動する民主団体です。

◆ どんな活動をしているの？

目的に沿った様々な活動を自由に行う事ができますが、基本的な活動は次の4つです。
(但し、学校が行う人事管理などについては関与できません)。

- ① 学校と家庭における教育について互いに理解し協力する為、保護者と教師が話し合い学習し合う場を持つことです。
- ② 子供を取り巻く教育環境をより良いものにしていくことです。
- ③ 会員が教養を高める事によって子供に良い影響を与え、また、互いに親睦を深めて子供の幸せの為に手を繋ぐことです。
- ④ 国・都・市などに、教育内容の充実・教育環境の改善を図らせるよう努力することです。
(教職員の増員、教育設備の充実、安全対策の強化など)

六小 PTA では、各クラス・学年活動、読み聞かせ、100冊図書の借入、地区班活動、広報誌『うめぞの』発行、「ふれあい週間」による見守り、サタデースクール、各対外団体への参加協力などの活動を行っています。

◆ 会員にはどんな権利と義務があるの？

六小では全ての保護者と教職員が力を合わせる為に自動加入制を採っており、子供が入学すると同時に会員になります。

会員は、

- ①活動や集会に参加し、自由に意見や質問を述べる権利があります。
- ②会費を納め、活動・集会に積極的に参加協力する義務があります。

※ PTA においては保護者も教職員も同じ会員であり、全て平等の権利と義務を有します。

◆ 役員はどんな決め方をするの？

六小では、1学年が6年間で引き受ける延べ役員数は、その学年の児童数に相当します。
まず、立候補を募り決定します。立候補のないクラスについては、役員経験のない方を対象に、保護者会にてくじ引きを行い決定します。役員を務めると、免除特権があります。(P.6 参照)

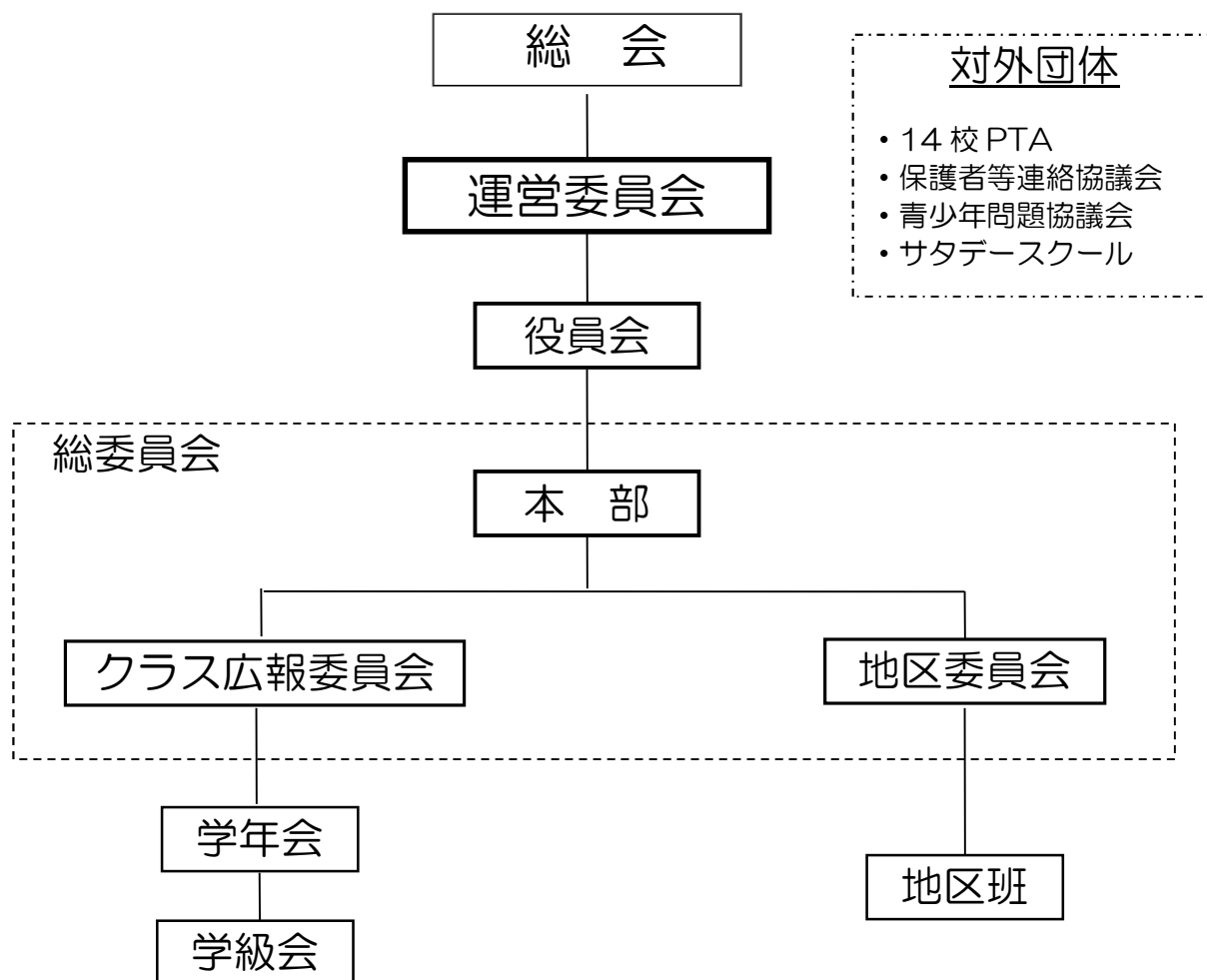
◆ 会費はどんな事に使われるの？

会費は会の運営や活動に必要な経費に使われます。会費の適正・安全な運用を図る為、予算案を立て総会の承認を得て予算を執行すると共に、会計監査をおき決算の監査を行います。

六小 PTA では、お知らせ印刷用の紙やインク、文具などの消耗品、スクールプレートケース、クラス・学年・地区班・委員会の活動費、広報誌『うめぞの』発行費、卒業入学祝い記念品などに使われており、年度毎に予算を立て決算する単年度会計です。

2. 組 織 図

会員は活動や会合などに参加協力し、自由に意見・質問・要望を述べる事ができますが、それらを十分に吸い上げ反映していくと共に、より充実した活動を円滑に計画・実施していく為に、六小 PTA では下記のような組織が設けられています。



3. 機関・組織

総 会

PTA の最高議決機関で、全会員で構成され、年 1 回毎年 4 月下旬に開催されます。

- ①前年度の事業報告(PTA 会務・委員会活動・対外活動)と会計決算報告を受け、審議し承認します。
- ②会則改正案の提案を受け、可否を議決します。
- ③新年度の活動方針案・予算案の提案を受け、審議し決定します。また本部役員候補者の紹介を受け、承認し決定します。

※ 毎年新学期の始めにお知らせと議案書を配布しますので、是非お目通しのうえ、できる限りご出席下さい。出席できない場合は必ず委任状を提出し、総会議長に委任します。

運営委員会

本部役員・クラス広報委員・地区委員会正副委員長をもって構成し、原則として年6回開催されます。

総会に次ぐ議決機関であり、各種活動の計画案や会員からの意見・要望など、PTAの運営全体にかかわる全ての事柄が役員会・各委員会での検討を経てここで最終的に協議・決定され、実践されます。

- ①クラス広報・地区の各委員会ならびに対外の活動報告を行います(毎学期最後には各クラスの活動報告も)。
- ②各種行事について、日程・内容・進め方・役割分担などを最終確認・調整します。
- ③各委員会や役員会で挙げられた意見や要望について協議し、その場で議決可能な事柄であれば議決します。更なる協議が必要な事柄については、次月の役員会と各委員会に持ち帰って再度検討のうえ、改めて議決します。
- ④総会に向けて、役員会で作成された予算案・会則改正案の原案を協議し決定します(3学期)。
- ⑤その他各種提案について協議したり、意見交換や情報交換を行います。

※ 出席できない場合は必ず委任状を提出し、運営委員会議長に委任します。

役員会

本部役員と各委員会の委員長をもって構成し、原則として年6回開催されます。

基本的に役員会では、運営委員会に提出する議案について検討しその原案を作成します。但し、緊急を要する事柄については協議によって処理し、運営委員会にて報告、その承認を受けます。

- ①各委員会ならびに対外の活動報告を行います。
- ②各種行事について、日程・内容・進め方・役割分担などの原案を作成し、各委員会に指示・伝達します。
- ③各委員会で開催された意見や要望について協議し、意向をまとめます。
- ④総会に向けて、予算案・会則改正案について協議し原案を作成します(3学期)。
- ⑤その他各種提案や意見を募り、必要に応じて運営委員会の議題に挙げます。

クラス広報委員会・地区委員会

これらの委員会はそれぞれ各々の委員と各担当の副会長をもって構成し、原則として年6回役員会と運営委員会の間に開催されます。

運営の為にクラス広報委員より4名(クラス広報委員長 1名、クラス広報副委員長 3名)、地区委員より4名(地区委員長 1名、地区副委員長 3名：梅園・野塩・竹丘より各1名)を選出します。

- ①実施した活動の内容を報告・確認すると共に、必要に応じて実施予定のものの準備を行います。
- ②各種行事について、役員会で作成された原案に基づいて役割分担などを調整・決定します。
- ③保護者会や活動などを通じて会員から挙げられた意見や要望について、その場で対処できる事柄は協議の上処理します。その場だけで処理できない事柄は、役員会・運営委員会に持ち上げます。
- ④総会に向けて、役員会で作成された予算案・会則改正案の原案について協議し意向をまとめます。
- ⑤翌年度の本部役員および委員を選出します。クラス単位で人員を選出する本部役員、クラス広報委員はクラス広報委員会が選出を執り行うとともに、本部役員の役職決定を補助します。本部役員はクラス広報委員会による役員・委員の選出を補助します。地区班単位で人員を選出する地区委員は、地区委員会が選出を執り行います。
- ⑥その他各種提案や意見を募り、必要に応じて役員会・運営委員会に持ち上げます。

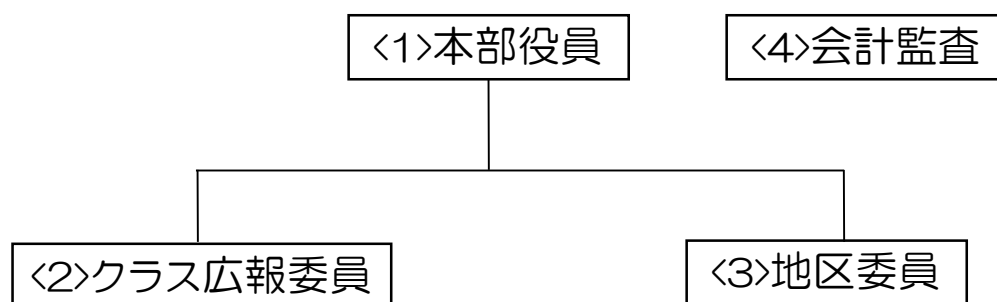
総委員会

新旧本部役員・各委員会の旧正副委員長・新年度の全ての委員をもって構成し、年1回毎年4月下旬に開催されます。

新たな委員同士の、また委員と本部役員との、初めての顔合わせの場であると同時に、各委員会の新正副委員長を選出して引き継ぎを行う場でもあります。

- ①全体会を行い、年間スケジュールや文書の書き方など、委員としての基本的な事柄について説明します。
- ②全体会の後、各委員会に別れて分科会を行います。自己紹介、仕事内容の説明・申し送り事項の伝達の後、委員長・副委員長を選出します。

4. 役員・委員



<1> 本部役員

組織を円滑に運営していくには全体をまとめ舵取りをする執行機関が必要です。六小ではこれを通称『本部』と呼び、その任にあたっているのが本部役員です。

本部役員は、会長1名・副会長4名(内1名は副校長先生)・会計3名(内1名は教職員)・書記3名(内1名は教職員)・対外団体担当若干名であり、毎年1月末頃までに全会員の中から候補者が選出され、総会の承認を経て決定となります。

★ 本部役員は PTA 全体のまとめ役であり、保護者と学校を繋ぐパイプ役です ★

<2> クラス広報委員 各クラスより2名選出

- ① 担任の先生と連携を取りながら読み聞かせ・図書の借入・クラス活動などを計画・実施したり、クラス通信を発行したりします。
- ② 保護者会や各活動を通じて会員の意見・質問・要望を吸い上げ、クラス広報委員会や、運営委員会で提案し協議します。
- ③ 運営委員会に出席し、PTA 全体に関する事柄や行事について議決します。
- ④ クラス広報委員会・運営委員会での決定・伝達事項を会員に伝え、協力を呼びかけると共に実践していきます。
- ⑤ 広報誌『うめぞの』の発行に携わり、取材や編集。発行業務を行います。

- ⑥ 広報活動にかかわる意見や要望を会員から吸い上げ、クラス広報委員会や運営委員会で(委員長・副委員長は役員会でも)提案し協議します。

★ クラス広報委員はクラスのまとめ役であり、クラスと本部を繋ぐパイプ役です。
また、PTAの活動や学校の様子を全会員に紹介・報告したり、会員の意見の反映や情報交換の場を提供したりします。 ★

＜ 3 ＞ 地区委員 各地区班より 2 名選出(委員長の選出された地区班については必要に応じて補充可能)

- ① 担当の先生と連携を取りながら、夏休み行事やその他の地区班活動を計画・実施します。
- ② 学校と連携し、引き取り訓練・一斉下校の際に児童や会員をまとめ引率します。
- ③ 「通学路ふれあい週間」を計画・準備し、会員に協力を呼びかけます。
- ④ 地区全般に関しての意見・質問・要望を会員から吸い上げ、地区委員会で(委員長・副委員長は役員会および運営委員会でも)提案し協議します。

★ 地区委員は交通安全など子供の見守り役であると共に地区班のまとめ役であり、地区班と本部を繋ぐパイプ役です ★

＜ 4 ＞ 会計監査

会員から集めた会費が適正に運用されているかどうか、本部会計より決算報告を受けて監査します。また、学校からの要請により給食費も監査します。監査は9月に中間監査と3月末に本監査の年2回行います(但し給食費については学校要請事項なので年度末の1回のみです)。毎年3月にその年の運営委員会の構成メンバーの中より2名が選出され、次年度の監査にあたります。

これらの各委員は、年々選出が難しくなっています。特に本部役員はここ数年くじ引きで決めざるを得ないクラスが増えているのが現状です。

委員になると大変そうだな…と思われるかもしれませんが、委員になることによって、学校へ来る機会が増えて子どもたちの様子を知ることが出来たり、新しいお友達が出来たり、良いこともたくさんあります。六小では、一人のお子様に対して、6年間で1回は何かの役を引き受けていただくことになっております。

ご家庭の事情もあるかもしれませんが、ぜひ、前向きに参加くださると嬉しく思います。

六小PTAについて、より理解を深めていただくために、『会則・細則』ならびに『総会議案書』を併せてご一読ください。

皆さんで、楽しいPTA活動を作り上げていきましょう。

☆免除特権について

○PTA会長を1年間務めた方は、すべてのお子様に対する役員・委員が免除になります。

(未就学児も含む、永年免除)

○近年、高学年になると、2巡目の役員・委員がまわってくる場合があります。

その際に、本部役員・各委員会正副委員長を1年間務めた方は、その役職を務めた子に対しての、役員・委員選出のくじが免除になります。

○2巡目にかかる委員を引き受けて頂いた方については、委員長選出のくじを免除できます。但し、立候補は妨げません。

☆個人情報の取り扱いについて

PTAで使用する個人情報は、PTA会則・細則の「個人情報取扱規則」に基づき使用します。